



# 島根県報

令和3年11月12日（金）

第 260 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則	（管 財 課）	3
島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	（水 産 課）	4
漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	4
島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	5
島根県漁業調整規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	5
島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	（都 市 計 画 課）	6

### 【告 示】

令和3年11月定例県議会の招集	（財 政 課）	9
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	9
指定施業要件の変更予定保安林	（ 〃 ）	10
保安林の指定	（ 〃 ）	11
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	11
島根県飲食店等事業継続特別給付金の申請受付及び支払に関連した事務の委託の変更	（中 小 企 業 課）	11
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ 〃 ）	12
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	13

### 【公 告】

都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	13
-------------	-------------	----

### 【特定調達公告】

令和3年度大気モニタ及びヨウ素サンプラの調達に係る随意契約の相手方等	（原子力安全対策課）	14
バーチャル溶接機の購入に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課）	14
島根県教育センター研修用コンピュータ機器等の賃貸借及び保守に係る一般競争入札の実施	（教 育 指 導 課）	17

### 【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（企 業 局 総 務 課）	20
----------------------	---------------	----

## 公布された条例等のあらまし

### ◇公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則（規則第132号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第24条・様式第3号・様式第8号・様式第9号・様式第11号—様式第17号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第133号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第2条・第3条・第5条・第7条—第10条・様式第1号—様式第8号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則（規則第134号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第10号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第135号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（別記様式関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第136号）

#### 1 規則の概要

- (1) 令和3年度組織改正に伴う規定の整理（第2条関係）
- (2) 漁具漁法の制限及び禁止に係る規定の整備（第35条関係）
- (3) 水産動植物の採捕の禁止区域に係る規定の整備（第37条関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第137号）

#### 1 規則の概要

- (1) 島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備（第3条の4・第5条の3・様式第1号の2関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第1号の3・様式第6号・様式第6号の3・様式第7号—様式第13号・様式第16号）

(3) その他規定及び様式の整理

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

# 規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第132号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第24条中「申請人」を「申請者」に改める。

様式第3号及び様式第8号中「㊤」を削る。

様式第9号中「申請人」を「申請者」に改め、「㊤」を削る。

「申 請 者 住 所（法人の場合は所在地）

様式第11号中

を

氏 名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）㊤」

「申 請 者 住 所（法人の場合は所在地）

に、

氏 名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 」

「

連絡先 \_\_\_\_\_ 」

を

「 注 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付すること。

連絡先 \_\_\_\_\_ 」

に改める。

「借 受 人 住 所（法人の場合は所在地）

様式第12号中

を

氏 名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）㊤」

「借 受 人 住 所（法人の場合は所在地）

に改め、同様式に注として次のように加える。

氏 名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 」

注 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付すること。

様式第13号中「㊤」を削り、「借受財産現状変更等申請書」を「借受財産原状変更等申請書」に改める。

「申 請 人 住 所（法人の場合は所在地）

様式第14号中

を

氏 名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）㊤」

「申 請 者 住 所（法人の場合は所在地）

に改め、同様式に注として次のように加える。

氏 名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 」

注 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付すること。

様式第15号中「氏 名」を「氏 名 ㊟」に改める。

様式第16号及び様式第17号中「㊟」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第133号

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

島根県漁港管理条例施行規則（昭和34年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式第1号」を「様式第1号」に改める。

第3条中「別記様式第2号」を「様式第2号」に改める。

第5条中「別記様式第3号」を「様式第3号」に改める。

第7条中「別記様式第4号」を「様式第4号」に改める。

第8条中「別記様式第5号」を「様式第5号」に改める。

第9条第1項中「別記様式第6号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「別記様式第7号」を「様式第7号」に改める。

第10条中「別記様式第8号」を「様式第8号」に改める。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式を様式第1号とする。

様式第2号から様式第8号までの様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県漁港管理条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第134号

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和48年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号までの様式中「㊟」を削る。

様式第9号中「罫」を削る。

様式第10号中「罫」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第135号

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立宍道湖自然館条例施行規則（平成13年島根県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「罫」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第136号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水産事務所」を「農林水産振興センター」に改める。

第35条第2項の表中「漁具（）」の次に「網口の最長部の長さが50センチメートル以下のたも網並びに」を加える。

第37条第1項中「水産動植物」を「水産動物」に改め、同項の表中

「

(25) なまこ	5月1日から8月31日まで	海面
(26) 水産植物	3月1日から6月30日まで	宍道湖

」

を

「

(25) なまこ	5月1日から8月31日まで	海面
----------	---------------	----

」

に改め、同条第4項中「水産動植物」を「水産動物」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第137号

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「広告幕」を「横断幕及びけんすい幕、旗及びのぼり」に改める。

第3条の4の見出し中「許可の」の次に「期間の」を加え、同条中「屋外広告物自己点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改める。

第5条の2の次に次の1条を加える。

(点検義務)

**第5条の3** 条例第11条の3第1項の規定による点検は、許可の期間の更新の申請前6月以内を実施しなければならない。

2 前項に規定する点検の結果は、第3条の4に規定する屋外広告物安全点検報告書により知事に報告しなければならない。

3 条例第11条の3第2項の規則で定める規模は、広告物又は掲出物件の上端の位置が地上から4メートルを超えるものとする。ただし、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、この限りでない。

(1) 簡易広告物等

(2) 建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物

(3) 電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、電柱、街灯柱等の表面に接して巻き付けたもの

4 条例第11条の3第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第20条第1項第1号に掲げる者

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条の一級建築士又は二級建築士

(3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項の電気工事士

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(5) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの登録試験機関が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

第15条第2項を削り、同条第3項中「前項の」を「条例第20条の3の規定により屋外広告業者が備える」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第17条中「様式第20号」を「様式第19号」に改める。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2 (第3条の4関係)

(表)

屋外広告物安全点検報告書				
				年 月 日
島根県知事		様		
			報告者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名) 電話番号
屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。				
広告物等の種類	野立 ・ 屋上 ・ 壁面 ・ 壁面突出し ・ 電柱 ・ その他 ( )			
設置場所				
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日	
点 検 者	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号	資 格 等		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無	改 善 の 概 要	
構 造 基 礎 上 部 部	① 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有 無		
	② 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有 無		
	③ 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有 無		
支 持 部	④ 鉄骨接合部 (溶接部又はプレート) の腐食、変形又は隙間	有 無		
	⑤ 鉄骨接合部 (ボルト、ナット又はビス) のゆるみ又は欠落	有 無		
取 付 部	⑥ アンカーボルト又は取付部プレートの腐食又は変形	有 無		
	⑦ 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無		
	⑧ 取付対象部 (柱、壁又はスラブ) 又は取付部周辺の異常	有 無		
広 告 板	⑨ 表示面、切り文字等の腐食、破損若しくは変形又はビス等の欠落	有 無		
	⑩ 側面又は表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有 無		
	⑪ 底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有 無		
	⑫ 表示面の汚染、変色又は剥離	有 無		
照 明 装 置	⑬ 不点灯又は不発光	有 無		
	⑭ 取付部の破損、変形、さび又は漏水	有 無		
	⑮ 周辺機器の劣化又は破損	有 無		
そ の 他	⑯ 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品の腐食又は破損	有 無		
	⑰ 避雷針の腐食又は損傷	有 無		
	⑱ その他点検した事項 ( )	有 無		

注 提出に当たっては、裏面の「報告書の提出に当たっての注意事項」を確認すること。

(裏)

## 報告書の提出に当たっての注意事項

## 1 点検実施時期

許可の期間の更新の申請前6月以内に行った点検の結果について記入すること。

## 2 作成要領

- (1) 許可1件に対して複数の物件が許可されている場合、物件ごとに報告書を作成すること。
- (2) 「資格等」欄は、広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを超えるものである場合に、点検者の有する資格名称を記入すること。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件については記入を要しない。
  - ア 簡易広告物等
  - イ 建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物
  - ウ 電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件であって、電柱、街灯柱等の表面に接して巻き付けたもの
- (3) 「資格等」欄に記入できる点検者の資格等は、次に掲げるとおり。
  - ア 屋外広告士（条例第20条第1項第1号に掲げる者をいう。）
  - イ 一級建築士又は二級建築士（建築士法第2条の一級建築士又は二級建築士をいう。）
  - ウ 電気工事士（電気工事士法第2条第4項の電気工事士をいう。）
  - エ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者（電気事業法第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者をいう。）
  - オ 点検技能講習修了者（屋外広告物法第10条第2項第3号イの登録試験機関が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者をいう。）
- (4) 「異常の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲むこと。
- (5) 「改善の概要」欄は、点検の結果により改善を行った状況を記入すること。なお、点検の結果、直ちに補修を必要としない程度の腐食等その他の劣化が確認された場合であって、この点検後の許可の期間の更新からその次の許可の期間の更新に係る点検まで経過観察を行う等その他の措置が必要と判断されるときは、その措置の内容を記入すること。
- (6) 「改善の概要」欄は、広告物又は掲出物件の構造により該当する点検項目がない場合、斜線を引くこと。

## 3 添付書類

- (1) 屋外広告物の現況カラー写真（点検箇所に異常がある場合は、その点検箇所の補修前及び補修後のカラー写真）
- (2) 2の(3)に掲げる点検者の資格等を証明する書面の写し

## 4 改善が必要な場合の措置命令等

屋外広告物の異常が明らかな場合であって改善がなされていないときは、条例第13条の規定に基づき、当該広告物の除却等その他の必要な措置を命ずることがある。

様式第1号の3、様式第6号、様式第6号の3及び様式第7号から様式第9号までの様式中「㊟」を削る。

様式第10号第一面中「印」を削り、同様式第三面備考4中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「㊟」を削る。

様式第12号の2第一面中「印」を削り、同様式第二面備考3中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第12号の3、様式第13号及び様式第16号中「㊟」を削る。

様式第19号を削り、様式第20号を様式第19号とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県屋外広告物条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告

## 示

### 島根県告示第666号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和3年11月25日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県告示第667号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町井戸谷579

- 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第668号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字油井字奥平173、176、大字蛸木字ハプロ谷1198-1、1198-5、大字那久字上野山1216-18、字谷1266-1、1266-2、字弥右衛門峠1465、字鍋岩1475、大字蔵田字畑奥2356、2385、2385-内1、2386、2387、大字都万字丸山谷5150、5156、字森ノ奥5342、5345、5351、5352、字水落6247、字中尾6367
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第669号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

##### 1 保安林の所在場所

松江市東出雲町内馬字水越山1995-1

##### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第670号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

三隅町加入区(漁業協同組合JFしまね)

#### 島根県告示第671号

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第56条の2第1項の規定により令和3年島根県告示第485号で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

##### 1 委託した者の住所及び名称

「島根県飲食店等事業継続特別給付金給付業務」企画提案共同企業体

代表者 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 田部 長右衛門 島根県松江市向島町140-1

構成員 株式会社JTB山陰支店 支店長 林 勇一 島根県松江市朝日町477-17

構成員 ディーププランニング・オフィス株式会社 代表取締役 原田 喜元 島根県出雲市湖陵町大池972

## 2 変更があった事項

委託した支払金等の種類及び事務の内容

(変更前) 島根県飲食店等事業継続特別給付金給付要綱に基づく島根県飲食店等事業継続特別給付金の申請受付及び支払に関連した事務(給付決定に係る事務を除く。)

(変更後) 島根県飲食店等事業継続特別給付金給付要綱に基づく島根県飲食店等事業継続特別給付金及び島根県中小企業等事業継続特別給付金給付要綱に基づく島根県中小企業等事業継続特別給付金の申請受付並びに支払に関連した事務(給付決定に係る事務を除く。)

## 3 変更の年月日

令和3年10月8日

### 島根県告示第672号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合川津店 島根県松江市西川津町612-1

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原2-19-48

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2989.5平方メートル

(変更後) 1808平方メートル

#### イ 駐車場の収容台数

(変更前) 183台

(変更後) 155台

#### ウ 駐輪場の収容台数

(変更前) 40台

(変更後) 35台

#### エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 47.5平方メートル(店舗北側)

(変更後) 60平方メートル(店舗北東側)

#### オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 30.5立方メートル(店舗北側)

(変更後) 28.97立方メートル(店舗内東側)

#### カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

令和4年6月30日

2 届出年月日

令和3年10月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第673号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 上竹矢 (追加)

2 土地の表示

平成26年島根県告示第379号 (上竹矢区域に限る。以下「告示」という。) で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱20号を結んだ線、標柱20号から26号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱26号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市竹矢町上竹矢42番6	20号
松江市竹矢町上竹矢後1604番7	21号
〃 1604番6	22号及び23号
〃 1604番2	24号及び25号
〃 1608番2	26号

## 公 告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更

しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類  
西郷都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
隠岐郡隠岐の島町東町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課及び隠岐の島町建設課
- 4 縦覧期間  
令和3年11月12日から同月26日まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
大気モニタ及びヨウ素サンプリング調達業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年9月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
応用光研工業株式会社 代表取締役 江原 直行 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 随意契約に係る契約金額  
61,435,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年11月12日

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

松江工業高等学校パーチャル溶接機の購入 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

令和4年3月25日（金）

## (4) 納入場所

島根県松江市古志原4-1-10 島根県立松江工業高等学校

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(2)工作機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-5417 F A X 0852-22-6016

## 5 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和3年11月12日（金）から同年12月22日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、F A Xで上記の部局へ送付すること。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和3年11月29日（月）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

### (1) 入札の日時、場所等

#### ア 日時

令和3年12月22日（水）午前10時まで

#### イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年12月22日（水）午前9時30分までに到着していること。

### (2) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和3年12月22日（水）午前10時

#### イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

## 8 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

### (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

### (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (7) 契約書作成の要否

要する。

### (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Virtual Welding Machine, 1 set
- (2) Time limit for tender : 10 : 00 a.m. December 22, 2021  
(Bids by post must be received by 9 : 30 a.m. on December 22, 2021)
- (3) Contact point for the notice : Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan  
TEL : 0852-22-5417

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年11月12日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
島根県教育センター研修用コンピュータ機器等の賃貸借及び保守 一式
- (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
- (3) 賃貸借期間  
令和4年3月19日から令和9年3月18日まで
- (4) 納入期限  
令和4年3月18日（金）
- (5) 納入場所  
島根県松江市内中原町255番地1 島根県教育センター  
島根県浜田市長沢町1550番地1 島根県教育センター浜田教育センター

## 2 入札方法

- (1) 借入れに要する一切の諸経費を含めた総価（5年分）で入札に付する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本説明書に示した物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
- 〒690-8502 島根県松江市殿町1番地  
島根県教育庁教育指導課教育振興グループ  
電話 0852-22-5419 F A X 0852-22-6026  
電子メール shidou@pref.shimane.lg.jp
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法
- ア 交付期間  
本公告の日から令和3年12月9日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所
- (7) 4の場所
- (4) 島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入の上、電子メール又はF A Xで4へ送付すること。
- (2) 入札説明会  
実施しない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年12月9日（木）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 入札の日時、場所等
- ア 日時  
令和3年12月21日（火）午後2時まで
- イ 場所  
島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎2階 教育委員室
- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年12月21日（火）午前11時までに到着していること。
- (2) 開札の日時及び場所
- ア 日時  
令和3年12月21日（火）午後2時
- イ 場所  
島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎2階 教育委員室

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育指導課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Shimane Education Center PCs Used for Training, complete set

(2) Time limit for tender : 2 : 00 p.m. December 21, 2021

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on December 21, 2021)

(3) Contact point for the notice : Educational Guidance Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-5419

**島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程**

---

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第10号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第22条中「支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書に領収印」を「領収書」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。